

瀬戸内中讃定住自立圏暮らし体験支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸内中讃定住自立圏域(以下「圏域」という。)の関係人口の創出・拡大又は移住・定住の促進につなげるため、丸亀市の予算の範囲内で瀬戸内中讃定住自立圏暮らし体験支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暮らし体験 香川県外に居住する者が、圏域市町が別途定める地域での活動及び交流(以下「地域活動・交流」という。)への参画又は圏域市町が別途定める移住体験プログラム(以下「移住体験プログラム」という。)に参加することを目的として、一時滞在することをいう。
- (2) 関係人口 圏域市町の地域又は地域の人々と多様に関わる者であって、暮らし体験のうち、地域活動・交流へ参画したものをいう。
- (3) 移住希望者 申請年度の属する年度の前年度の4月1日から移住体験プログラム参加日までの間に、圏域市町が主催又は出展する移住イベントにおいて実施する移住相談に参加した者であって、暮らし体験のうち、移住体験プログラムへ参加したものをいう。
- (4) 同行者 原則として、関係人口又は移住希望者と同一世帯に属する者であって、全ての行程を関係人口又は移住希望者に同行して暮らし体験を行ったものをいう。
- (5) 宿泊施設 圏域内の旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 関係人口又は移住希望者並びにその同行者であること。ただし、補助対象となる同行者は、4人を限度とする。
- (2) 関係人口にあっては、地域活動・交流に係るレポートを提出できる者であること。
- (3) 圏域2市町以上の宿泊施設に連続して宿泊し、合計2泊以上した者であること。
- (4) 補助金の交付を申請する年度の末日において50歳未満であること。

(5) 観光や帰省目的である者、転勤又は婚姻等による転入予定者、出張等であらかじめ定められた期間定住する者でないこと。

(6) 補助金と重複して他の補助金等の交付を受けていないこと。

(7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、当該年度におけるくらし体験に係る基本宿泊料とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1人当たり1泊の基本宿泊料の2分の1又は3,000円のいずれか低い額に宿泊数及び補助対象者数を乗じて得た額とする。ただし、宿泊数は、5泊を限度とする。

2 前項に規定する基本宿泊料は、標準的な1泊2食付き(朝食のみ又は食事なしの場合を含む。)の料金とし、追加の料理、酒類及びサービス料金等は含まないものとする。

3 補助金の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。

4 補助金の交付は、年度内1回を上限とする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、瀬戸内中讃定住自立圏くらし体験支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、丸亀市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したもの又はその写し(提示により本人確認できる書類)

(2) 宿泊施設への支払を証明する書類の写し

(3) 地域活動・交流への参画が分かる写真(関係人口の場合)

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 丸亀市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認められるときは、瀬戸内中讃定住自立圏くらし体験支援事業補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 丸亀市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認められないときは、申請者に通知するものとする。

(支払)

第 8 条 丸亀市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 9 条 丸亀市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が第 3 条に規定する要件を満たさないことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (3) その他丸亀市長が必要と認めたとき。

2 丸亀市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第 11 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、丸亀市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。